### 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準の取扱いについて

平成 21 年 8 月 18 日 21 葛総契第 254 号総務部長決裁 改正 平成 24 年 10 月 31 日 24 葛総契第 561 号 平成 27 年 7 月 1 日 27 葛総契第 268 号

#### 第1 指名停止と指名保留

- 1 指名停止は、不正行為等の事実が明らかになった場合、あるいは起訴された場合に行う。
- 2 指名保留は、新聞報道等で事件が起きたことを確認できた場合に、事件を 知った日から、不正行為等の事実が明らかになるまで又は起訴されるまでの 間、必要に応じて便宜的に行う。

なお、指名保留を経て指名停止をする場合の当該指名停止期間の始期は、 指名保留をした日に遡ることとする。

### 第2 事実の確認方法

公平性を確保するため、事実の確認は原則として次の方法によるものとする。

- 1 葛飾区が直接調査した場合
- 2 官公庁の調査によるもので、全国的又は地域的に統一歩調をとるよう通知 があった場合
- 3 新聞各社の報道により確認できた場合

#### 第3 契約の履行成績不良業者の指名停止等

葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準別表の3の運用に当たっては、 次のとおり取り扱うこととする。

- 1 葛飾区工事成績評定及び葛飾区設計等委託成績評定(以下「葛飾区工事等 成績評定」という。)の総合評価が不良で50点未満の場合
  - 指名停止6月以上12月以内
- 2 1の処分を受けた者が、それ以降2年間に、葛飾区工事等成績評定の総合 評価の不良のうち59~50点の工事及び設計等委託を行った場合 指名停止6月以上12月以内
- 3 葛飾区工事等成績評定の総合評価が不良のうち 59~50 点の場合 口頭厳重注意
- 4 3の処分を受けた者が、それ以降2年間に、葛飾区工事等成績評定の総合 評価の不良のうち59~50点の工事及び設計等委託を行った場合
  - (1) 1回目 指名停止3月以上6月以内

# (2) 2回目 指名停止6月以上12月以内

# 第4 契約の履行に遅延を来した業者の指名停止

葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準別表の7のうち、正当な理由なく契約の履行に遅延を来した業者の指名停止期間は、次のとおりとする。

- 1 遅延日数7日以上30日以下 1月以上6月以内
- 2 遅延日数31日以上 3月以上12月以内

### 第5 経営及び信用状況不良業者の指名保留

経営不振のため、不渡手形発行等を来した業者については、その営業が再建 されたと認められるまで指名を保留する。

### 第6 指名停止及び指名保留の通知

指名停止及び指名保留を行った場合は、当該業者に速やかに通知する。

付 則 (平成 21 年 8 月 18 日 21 葛総契第 254 号)

この基準は、平成21年8月19日から施行する。

なお、「業者指名停止基準の取扱いについて(平成6年12月22日付6葛総経第260号部長決裁)は、同日付けで廃止する。

付 則 (平成24年10月31日24葛総契第561号)

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

付 則 (平成 27 年 7 月 1 日 27 葛総契第 268 号)

この基準は、平成27年7月1日から施行する。